

低圧電気取扱い業務特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

- ・労働安全衛生法第59条の規定により、電気による感電災害が多く発生している事から特別教育を修了した者でなければ従事させることは出来ません。
- ・当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。
- ・なお、電気自動車等の整備に係る業務従事者については、令和元年10月1日より低圧電気から分離された電気自動車等の整備に関する特別教育が必要ですので、申込の際はご注意ください。

【特別教育を必要とする業務】

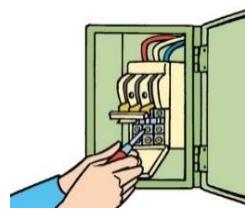
労働安全衛生規則第36条第4号

- ・低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務



【充電電路、充電部分について】

充電電路とは、裸線(露出部分等)に触れれば感電する通電の状態です。この「充電電路の敷設若しくは修理の業務」とは、充電電路(活線)状態で電動工具のコードが破線している時に絶縁テープを巻いて修理することなどが含まれます。また、開閉器等で充電部分が露出した刃型開閉器(ナイフスイッチ)等の操作はこの業務に該当します。



【低圧とは】

- ・低圧とは、交流にあっては600V以下、直流にあっては750V以下の電圧をいいます。

【補足説明】

- ・低圧電気取扱業務を行う場合には、経済産業省の資格である電気工事士を取得していても、安全確保・事故防止の為、厚生労働省管轄の特別教育の修了が必要となります。

申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切れます。

手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について7時間以上(開閉器の操作のみを行う者については1時間以上)の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 講習時間

科 目	時 間	科 目	時 間
低圧の電気に関する基礎知識	1時間	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
関係法令	1時間		
合計 7時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。			
実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

受講料

区 分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一 般	9,900円	715円	10,615円
会 員	6,600円		7,315円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

助成金

建設事業主等に対する人材開発支援助成金対象講習です。

詳しくは愛媛労働局助成金センター(089-987-6370)までお問い合わせください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)